

# 介護老人保健施設勝沼ナーシングセンター短期入所療養介護運営規程

## (運営規程設置の主旨)

第1条 医療法人景雲会が開設する介護老人保健施設勝沼ナーシングセンター（以下「当施設」という。）において実施する短期入所療養介護の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

## (事業の目的)

第2条 短期入所療養介護は、要介護状態と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、看護、医学管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行い、利用者の療養生活の質の向上および利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

## (運営の方針)

第3条 当施設では、短期入所療養介護計画に基づいて、医学的管理の下における機能訓練、看護、介護その他日常的に必要とされる医療並びに日常生活上の世話をを行い、利用者の身体機能の維持向上を目指すとともに、利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図り、利用者が1日でも長く居宅での生活を維持できるよう在家ケアの支援に努める。

- 2 当施設では、利用者の意思及び人格を尊重し、基本的には、身体拘束や抑制する行動の制限を行わないよう努める。但し自傷他害の恐れ・生命や身体の保護が出来ない場合に限り、医師の判断のもと、利用者及び扶養者から、同意（書面）を得て身体拘束その他利用者の行動を制限する。又、身体拘束を行っている利用者に対し、定期的に身体拘束委員会で検討し、身体拘束解消に向け努力する。
- 3 当施設では、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努める。
- 4 当施設では、明るく家庭的雰囲気を重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようサービス提供に努める。
- 5 サービス提供にあたっては、品良く、明るく、やさしい介護を旨とし、利用者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。
- 6 事故が発生した時又はそれに至る危険性がある事態が生じた時に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する。又、事故発生の防止の為の委員会及び介護職員その他の従業者に対する研修を定期的に行う。

(施設の名称及び所在地等)

第4条 当施設の名称所在地等は次のとおりとする。

- |           |                      |
|-----------|----------------------|
| (1) 施設名   | 介護老人保健施設 勝沼ナーシングセンター |
| (2) 開設年月日 | 平成 14 年 4 月 1 日      |
| (3) 所在地   | 甲州市勝沼町菱山中平 4300      |
| (4) 電話番号  | 0553-44-5311         |
| (5) 管理者名  | 理事長 村田 憲一            |

(従業者の職種、員数)

第5条 当施設の従業者の職種、員数は、次のとおりであり、必置職については法令の定めるところによる。

- |                       |                                |
|-----------------------|--------------------------------|
| (1) 管理者               | 1 人 【医師と兼務】                    |
| (2) 医師                | 1 人以上                          |
| (3) 薬剤師               | 0.3 人以上                        |
| (4) 看護職員              | 9 人以上                          |
| (5) 介護職員              | 23 人以上 (内、通所リハビリテーション専従 2 名以上) |
| (6) 支援相談員             | 1 人以上                          |
| (7) 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士 |                                |
| ・理学療法士                |                                |
| ・作業療法士                | 2 人以上                          |
| ・言語聴覚士                |                                |
| (8) 栄養士               |                                |
| ・管理栄養士                | 1 人以上                          |
| (9) 介護支援専門員           | 1 人以上                          |
| (10) その他              | 必 要 数                          |

(従業者の職務内容)

第6条 前条に定める当施設従業者の職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者は、介護老人保健施設に携わる従業者の総括管理、指導を行う。

短期入所療養介護従業者と協議の上、短期入所療養介護計画を作成し、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得る。作成した当該短期入所療養介護計画を利用者に交付する。

- (2) 医師は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。

- (3) 薬剤師は、医師の指導に基づき調剤を行い、施設で保管する薬剤を管理するほか、利用者に対し服薬指導を行う。

- (4) 看護職員は、褥瘡防止対策を行うほか、医師の指示に基づき投薬、検温、血圧測定等の医療行為を行うほか、利用者の短期入所療養介護計画に基づく看護を行う。

- (5) 介護職員は、利用者の短期入所療養介護計画に基づく介護を行う。

- (6) 支援相談員は、利用者及びその家族からの相談に適切に応じるとともに、レクリエーション等の計画、指導を行い、市町村との連携をはかるほか、ボランティアの指導を行う。
- (7) 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士は、医師・看護師等と共同してリハビリテーション実施計画書を作成するとともに機能訓練等の実施に際し指導を行う。
- (8) 栄養士は、栄養ケア・マネジメントに対する評価、献立の作成、栄養指導、嗜好調査及び残食調査等利用者の食事管理を行う。
- (9) 介護支援専門員は、利用者の施設サービス計画の原案をたてるとともに、原案の内容について文書をもって利用者又は扶養者に対し交付し、説明をなし、同意を得る。

(施設サービス計画の作成)

第7条 管理者は、介護支援専門員に施設サービス計画の作成に関する業務を担当させる。

- 2 施設サービス計画に関する業務を担当する介護支援専門員は、施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上で解決すべき課題を把握する。
- 3 介護支援専門員は、利用者及びその家族の希望、利用者について把握された解決すべき課題並びに医師の治療の方針に基づき、当該利用者に対する介護保健施設サービスの提供に当たる他の従業者と協議の上、サービスの目標及びその達成時期、サービスの内容、サービスを提供する上で留意すべき事項等を記載した施設サービス計画の原案を作成する。
- 4 介護支援専門員は、施設サービス計画の原案について、利用者に対して説明し、同意を得る。
- 5 介護支援専門員は、施設サービス計画の作成後においても、介護保険施設サービスの提供に当たる他の従業者との連絡を継続的に行うことにより、施設サービス計画の実施状況の把握を行うとともに、利用者についての解決すべき課題の把握を行い、必要に応じて施設サービス計画の変更を行う。

(利用定員)

第8条 短期入所療養介護の利用定員数は、利用者が申込みをしている当該日の介護保健施設サービスの定員数（90人内、認知症専門棟入所定員27名）より実入所者数を差し引いた数とする。

(短期入所療養介護の内容)

第9条 短期入所療養介護は、利用者に関するあらゆる職種の従業者の協議によって作成された短期入所療養介護計画に基づいて、利用者の病状及び心身の状況に照らして行う適切な機能訓練その他必要な医療及び医学的管理の下における看護・介護並びに日常生活上の世話をとする。

(利用者負担の額)

第10条 利用者負担の額を以下とおりとする。

- (1) 保険給付の自己負担額を、別に定める料金表により支払いを受ける。
- (2) 保険給付の自己負担額以外の、その他の費用等利用料を、別に定める利用料金表により支払いを受ける。

(通常の送迎の実施地域)

第11条 通常の送迎の実施地域を以下のとおりとする。

甲州市、笛吹市春日居町、笛吹市御坂町、笛吹市一宮町の全域と、山梨市の区域とする。

(施設の利用に当たっての留意事項)

第12条 当施設の利用に当たっての留意事項を以下のとおりとする。

- ・面会は、9時から19時とする。
- ・外出・外泊の際は、必ず届け出をする。
- ・飲酒・喫煙を禁止する。
- ・火気の取扱いは、禁止する。
- ・設備・備品の利用は、当従業者へ許可を取ること。
- ・所持品・備品等の持ち込みは、禁止する。
- ・外泊時等の施設外での受診は、必ず当施設支援相談員と相談する。
- ・宗教活動は、禁止する。
- ・ペットの持ち込みは、禁止する。
- ・利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は、禁止する。
- ・他利用者への迷惑行為は禁止する。

(非常災害対策)

第13条 消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

- (1) 防火管理者は、1名任命する。
- (2) 火元責任者には、事業所従業者を充てる。
- (3) 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会う。
- (4) 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努める。
- (5) 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たる。
- (6) 防火管理者は、従業員に対して防火教育、消防訓練を実施する。
  - ① 防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）……年2回以上  
(うち1回は夜間を想定した訓練を行う)
  - ② 利用者を含めた総合避難訓練……………年1回以上
  - ③ 非常災害用設備の使用方法の徹底……………隨時
- (7) その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

(従業者の服務規律)

第14条 従業者は関係法令及び諸規則を守り、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して施設の秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。

- (1) 利用者に対しては、人格を尊重し、品好く、明るく、やさしい介護を旨とし、責任をもって接遇すること。
- (2) 常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。
- (3) お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛けること。

(従業者の質の確保)

第15条 施設従業者の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

(従業者の勤務条件)

第16条 従業者の就業に関する事項は、別に定める医療法人景雲会の就業規則による。

(従業者の健康管理)

第17条 従業者は、この施設が行う年1回以上の健康診断を受診すること。

(衛生管理)

第18条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に務め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

- 2 食中毒及び伝染病（感染症）の発生を防止するとともに蔓延することができないよう、水廻り設備、厨房設備等の衛生的な管理を行う。
- 3 栄養士、調理師等厨房勤務者は、毎月1回、検便を行わなければならない。
- 4 定期的に鼠族、昆虫の駆除を行う。
- 5 感染症又は食中毒の予防及び蔓延の防止のための対策を検討する委員会を月に1回程度、定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。
- 6 介護職員その他の従業者に対し、感染症又は食中毒の予防及び蔓延の防止のための研修を定期的に行う。
- 7 上記に掲げるもののほか、別に厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行う。

(守秘義務)

第19条 施設従業者に対して、施設従業者である期間および施設従業者でなくなった後においても、正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう指導教育を適時行うほか、施設従業者等が本規定に反した場合は、違約金を求めるものとする。

(高齢者虐待防止)

第20条 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等措置を講じる。

- 1 虐待の防止のための対策を検討する委員会を開催し、従業者へ周知する。
- 2 虐待の防止のための指針の策定を行う。
- 3 従業者に対し、虐待の防止のための研修会を定期的に実施する。
- 4 上記措置を適切に実施するための担当者を置くこととする。

(その他運営に関する重要事項)

第21条 地震等非常災害その他やむを得ない事情の有る場合を除き、入所定員及び療養室の定員を超えて利用させない。

- 2 運営規程の概要、施設従業者の勤務体制、協力病院、利用者負担の額、及び苦情処理の対応については、施設内に掲示する。
- 3 短期入所療養介護に関連する政省令及び通知並びに本運営規程に定めのない、運営に関する重要事項については、医療法人景雲会の役員会において定めるものとする。

付 則

この運営規程は、平成14年 4月 1日より施行する。

平成17年 2月 1日改正  
平成17年10月 1日改正  
平成17年11月 1日改正  
平成18年 4月 1日改正  
平成21年 4月 1日改正  
令和 3年 4月 1日改正